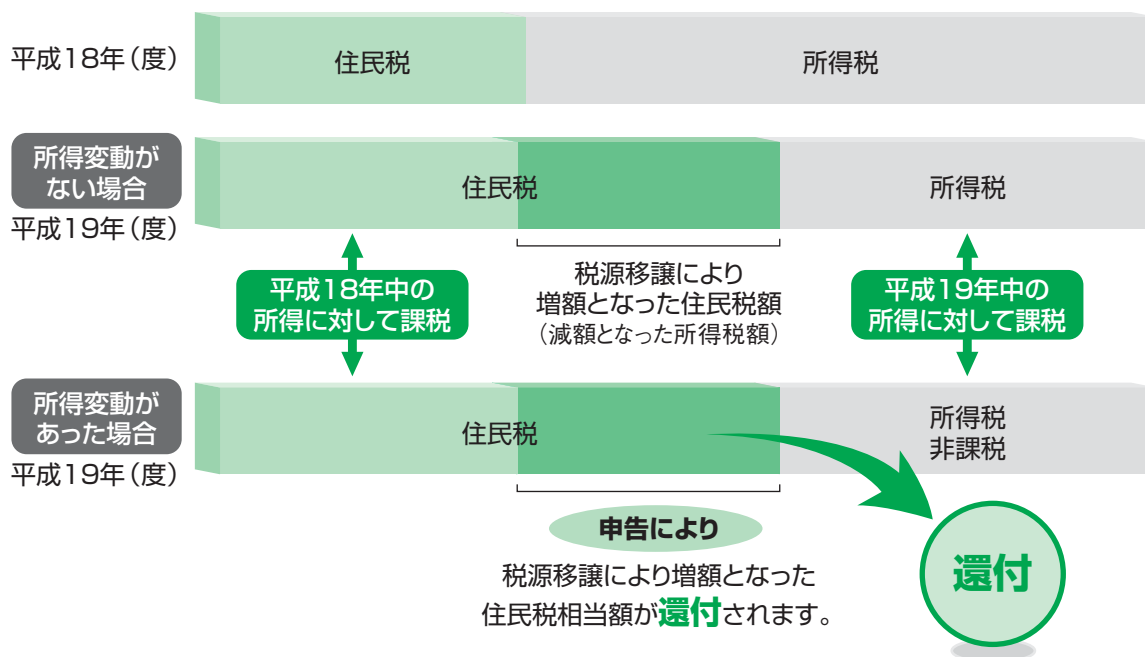


平成19年に所得が減って 所得税が課税されなくなった方へ (税源移譲に伴う年度間の所得変動に係る減額措置)

退職や長期休職などにより、平成19年中の収入が大幅に減って所得税が課税されなくなった方は、税源移譲により、平成19年度分の住民税(平成18年中の所得で計算)で税負担が多くなった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなっています。このため、平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を減額する経過措置が設けられています。すでに納付済の場合は還付されます。



対象者は

次の①と②の両方の条件を満たす方

- ①平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、所得税と人的控除額の差の合計額を超える。
- ②平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、所得税と人的控除額の差の合計額以下である。

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。

また、寄附金控除額などの人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は、対象となりません。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要です!

申告書の提出先

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ平成19年度市町村民税・都道府県民税減額申告書を提出してください。

他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期間

平成20年7月1日(火)から7月31日(木)までの間です。

【問合先】税務課 ☎388-1112 内線115